愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の
遠隔による中間検査に関する試行要領

第１条　目的

　本要領は愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する工事において、ウェアラブルカメラ※等により撮影した映像と音声を利用し、双方向通信により中間検査を行うもの（以下「遠隔中間検査」という。）であり、この情報通信技術を活用して、請負者及び発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

　※ ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称であり、使用製品を限定するものではない。一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用することも可能である。

第２条　適用

　農林水産関係事業等検査要領で定義する中間検査について、監督員または検査員等が内容を確認するのに十分な情報を得ることができる場合において臨場や対面に代えて適用することができる。

第３条　試行方法

　農業水産局及び農林基盤局が発注する工事において、中間検査の対象となる工事のうち、監督員及び請負者の双方が同意した工事で試行することとする。

　ただし、下記の条件のいずれかに該当する工事は原則対象としない。

（１）監督員及び請負者の双方が同意した工事においても、検査員が臨場による検査が望ましいと判断した場合

（２）専任監督員の現場経験が３年未満の場合（臨場検査の経験を確保するために、臨場検査を基本とする。）

第４条　機器構成と仕様

４－１　機器構成

　機器構成は、ウェアラブルカメラ等により撮影（映像・音声）する機器、撮影データを配信する機器及び監督員等が確認する機器とする。

４－２　仕様

（１）撮影（映像・音声）用機器の仕様

　本要領に用いるウェアラブルカメラ等により撮影（映像・音声）する機器の仕様は表－１のとおりとする。また、映像と音声に係る機器は別々の機器を使用することも可能とする。さらに、水中カメラ等の使用を妨げるものではない。

表―１ 撮影（映像・音声）する機器の仕様

項　目	仕　様	備　考
映像	解像度：640×480以上とする	カラー表示であること
	フレームレート：15fps 以上とする	
音声	マイク：モノラル（１チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（１チャンネル）以上	

（２）配信用機器の仕様

ウェアラブルカメラ等により撮影したデータを配信する機器の仕様は表－２のとおりとする。

表―２ 配信する機器の仕様

項　目	仕　様	備　考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均１Mbps 以上	

※映像と音声に係る機器を別々の機器を使用する場合は、別途、協議するものとする。

第５条　遠隔中間検査の実施

（１）協議

監督員または請負者は、遠隔中間検査の適用を希望する旨を「工事打合簿」により提出し、協議を行う。

（２）遠隔中間検査の実施日時等の連絡

検査員は、遠隔中間検査を実施する旨及び検査日を監督員に連絡し、監督員は請負者に連絡する。

（３）事前準備

請負者は、遠隔臨場に使用する機器構成と仕様について、監督員の確認を受けなければならない。ただし、「愛知県農業水産局及び農林基盤局工事の現場等における遠隔臨場に関する試行要領」により確認を受けた機器を使用する場合は、この限りではない。

（４）実施

① 機器の準備

請負者は、遠隔臨場に使用する機器を準備しなければならない。なお、発注者から機器を提供する場合は、この限りではない。

② 通信状況の確認

請負者は遠隔臨場に先立ち、双方向通信の状況を確認しなければならない。

③ 実施

検査員は、情報共有システム（以下「ＡＳＰ」という。）で確認が可能な書類については、ＡＳＰで確認する。書類に関する不明な点、ＡＳＰで確認が不可能な書類及び現場の状況（掲示物、保安設備、施工現場等）については双方向通信により請負者に確認する。

請負者は、検査員等の指示に従い、画面共有により検査書類の説明などを行い、必要な情報について表示し、また、現地での実測などを行い、検査員等による確認を得るこ

と。また、終了時には、検査員等による実施結果の確認を得ること。

④ 動画で確認ができない場合の対応

文字の確認ができない場合、現場の状況が確認できない場合等、監督員及び検査員が十分な情報を得ることができなかったと判断する場合には、検査員はその旨を請負者に伝え、請負者はその内容について追加の資料を提出し検査員の確認を得るか、または、完了検査時に資料を準備することとする。なお、検査員が再検査を指示する場合は、通常通りの中間検査を実施する。

＜実施方法のフロー＞

<table>
<tr><th>請負者</th><th>監督員</th><th>検査員</th></tr>
<tr><td colspan="2">5（1） 協議
5（3） 使用機材等の確認</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">検査予定調査時に遠隔検査を希望する</td></tr>
<tr><td colspan="3">5（2） 遠隔中間検査の実施日等の連絡</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>5（4）③ASP で書類の事前確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">事前に質問書を作成し、監督員、請負者に渡す。</td></tr>
<tr><td colspan="3">5（4）②接続確認</td></tr>
<tr><td colspan="3">5（4）③ 遠隔中間検査の実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">5（4）④ 動画で確認ができないときの対応
（追加資料により確認、または、完了検査時に確認、または,通常通りの中間検査を実施）</td></tr>
</table>

第６条　留意事項

遠隔中間検査の活用に際しては、以下に留意すること。

（１）請負者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

（２）ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

（３）請負者は、工事現場外が映り込まないように留意すること。

（４）請負者及び発注者は、撮影した画像データを当該工事関係者以外の多数の者への研修資料等に利用する場合には被撮影者の承諾を得るか、人物の特定ができないよう加工すること。

（５）請負者及び発注者は、撮影した画像データの漏洩や滅失を防ぐため適切に保管すること。

（６）本要領で定めた目的以外には映像を使用しないことを基本とするが、発注者が特に

必要と認めた場合にはこの限りではない。

第７条　費用

遠隔中間検査についての費用は計上しない。

第８条　工事成績評定における加点

工事成績評定における評価はしない。

第９条　その他

（１）本要領に基づき実施した遠隔臨場について、請負者は発注者からの効果検証のアンケート調査等に協力するものとする。

（２）本要領によりがたい場合は適宜、請負者及び発注者の間で協議すること。

附則

この要領は、令和６年１２月２日から施行する。

（参考）検査の進め方

事前確認	ＡＳＰに格納されている書類は予め確認しておく（施工計画書、材料承認、施工体制台帳、段階確認、工事打合簿、（出来形書類等）） ＊事前に質問書を作成すると効率的
↓	
① 書類検査	双方向通信により検査を行う。
↓	
② 現場備付資料の確認	現場備付けの安全管理資料等は、 ウェアラブルカメラ映像で確認する。
↓	
③ 現場の確認	施工現場、保安設備、現場掲示物等を ウェアラブルカメラ映像で確認する。